

不二家問題への対応について

1 問題発覚に至るまでの経緯

- (1) 平成18年11月8日、社内構造改革プロジェクト「2010推進プロジェクト」での調査により、埼玉工場において期限切れ原料の使用が判明。
- (2) 11月13日、プロジェクト会議において調査結果が報告されたが、製品はすでに消費され、また、加熱工程を経ていることから問題はないと判断し、公表せず。
- (3) 平成19年1月10日、調査報告書の内容が報道（第一報）。
- (4) 1月11日、不二家本社が内部調査結果を公表するとともに、全国5ヶ所の洋菓子工場の操業及び全国の不二家チェーンでの洋菓子販売を自主的に休止。

2 関係自治体の対応

- (1) 1月11日より、洋菓子工場を管轄する5自治体（札幌市、栃木県、埼玉県、大阪府、佐賀県）が立入検査を開始し、不二家本社及び関係工場に対し、衛生管理体制等の報告を求めた。
- (2) 1月30日、大阪府は、消費期限表示の不備について、食品衛生法（以下、「法」という。）第19条第2項違反と判断。改善報告書の提出を受け、3月13日、大阪府が立入検査を行い改善状況を確認（3月14日製造再開）。
- (3) 2月2日、埼玉県は、消費期限表示の不備について法第19条第2項違反、消費期限が過ぎた原材料（牛乳）の使用について同法第50条第3項違反と判断。改善報告書の提出を受け、3月9日、埼玉県が立入検査を行い改善状況を確認（3月13日製造再開）。
- (4) 他の3自治体においても、立入検査を行い問題がないことを確認。

3 厚生労働省の対応

- (1) 1月17日、食品安全部長から不二家社長に対し次のとおり要請。
 - ① 食品衛生法に基づく関係自治体の調査に対し、事実関係の正確かつ詳細な情報を速やかに提供するように本社から関係工場に指示すること
 - ② 食品製造に係る安全管理体制を構築し、衛生管理の徹底・改善を図ること
- (2) 1月22日、不二家新社長に対し、食品安全部長より速やかな事実関係の究明等について要請。
- (3) 1月31日、同様の事案の再発防止のため、関係団体に対し、食品等事業者の責務を再度周知徹底するとともに、都道府県等に対し、今回の事案を踏まえた
 - ① 広域流通食品の製造・販売等を行う食品等事業者に対する指導事項、
 - ② 監視指導の際の重点監視事項について、通知を発出。
- (4) 3月12日、不二家社長から、食品安全部長に対し、洋生菓子の生産再開に向けた対応について報告。